

石垣市移住・定住支援計画

【平成 29 年～33 年度】

平成 31 年度改定版



石垣市

目次

はじめに ······	1
(1) 計画策定の背景と目的 ······	1
1 移住・定住支援計画の基本構想 ······	2
(1) 移住・定住支援計画の位置づけ・計画期間 ······	2
(2) 基本理念 ······	2
(3) 基本方針 ······	2
(4) 移住・定住支援計画の基本的な考え方 ······	3
2 移住・定住支援計画の策定体制 ······	5
3 石垣市の移住・定住支援における具体的な施策 ······	6
(1) 移住希望者への効果的な情報発信 ······	7
(2) 移住者と地域をつなぐネットワークの構築 ······	8
(3) 移住やその後の仕事・住まいの支援 ······	9
(4) 専門性を有する人材の移住・定住支援 ······	10
4 移住・定住支援計画の推進・検証体制 ······	12
5 今後の方向性について ······	12
(資料) ······	13
石垣市移住・定住支援協議会委員名簿 ······	14
石垣市移住・定住支援協議会設置要綱 ······	15
石垣市移住・定住支援府内協議会委員名簿 ······	17
石垣市移住・定住支援府内協議会要領 ······	18
石垣市地域創生総合戦略(全体像) ······	19

はじめに

○計画策定の背景と目的

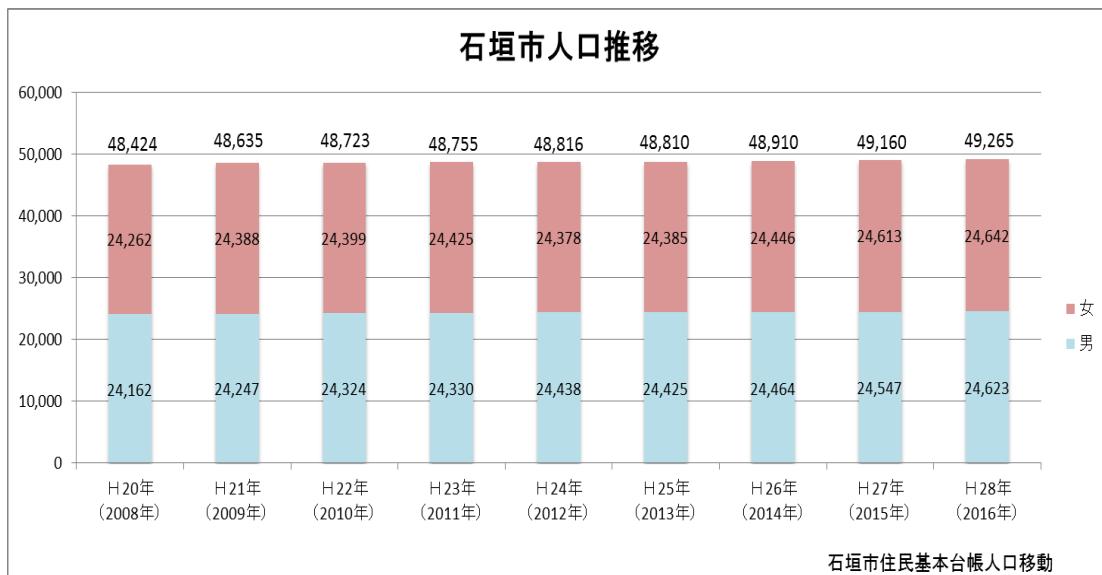
石垣市は、沖縄本島から南西へ約410Kmに位置した亜熱帯海洋性気候に属する島で、八重山諸島の政治・経済・教育・交通の中心地です。本市の総人口は、平成28年12月末現在において、約4万9千人を突破し、足元では堅調な増加基調にあります。

しかし、国立社会保障・人口問題研究所の試算によると、2025年をピークに人口減少に転じ、生産年齢人口の減少、及び高齢化率の上昇が予想されています。

本市のような離島市町村においては、人口減少が進行していくことで、都市機能（医療・福祉・商業等）の撤退・縮小による生活利便性の低下を招くおそれがあります。また、税収の減少による公共サービス水準の低下、地域コミュニティの維持や、伝統文化等の継承が困難といった課題の発生も予想されます。

そのため、移住・定住支援施策は、人口減少を抑制し、本市の機能を維持するための重要な施策となることから、本市では、人口の将来展望を示す「石垣市人口ビジョン」（以下、「人口ビジョン」という。）と、その実現のための具体的な施策を取りまとめた「石垣市地域創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）を策定しました。

こうした状況を踏まえて、「日本一幸せあふれるまち石垣市」の実現のために、上記計画等を補完し、地域社会、経済の活性化を図りながら、人口減少の流れを食い止める目的として「石垣市移住・定住支援計画」（以下、「移住・定住支援計画」という。）を策定します。

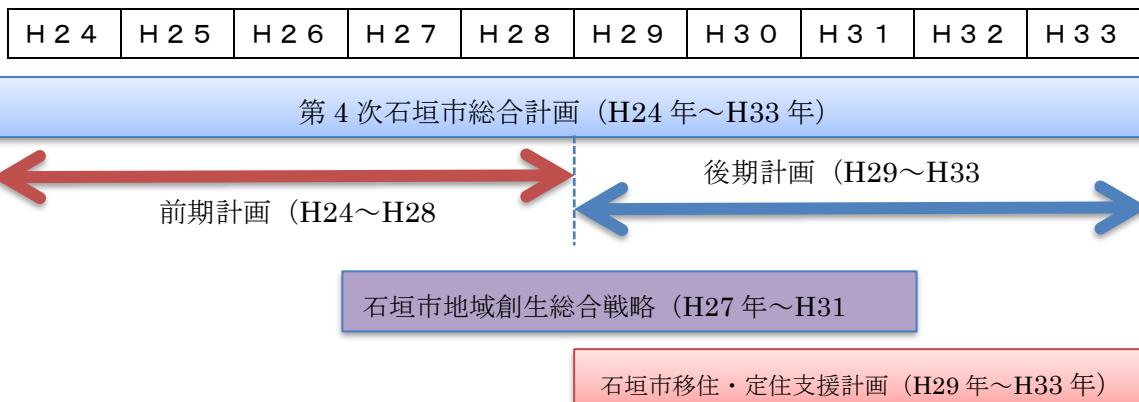


1 移住・定住支援計画の基本構想

(1) 移住・定住支援計画の位置づけ・計画期間

移住・定住支援計画は、下記の基本理念等を実現するために、本市の最上位計画である総合計画や、総合戦略、人口ビジョンを補完し、移住・定住支援に関する具体的な施策を示したものであります。

将来的な人口減少を食い止め、持続可能な地域社会を実現するために、総合計画との整合性を図り、計画期間は、平成29年度から平成33年度の5年間とします。



(2) 基本理念

「さらに住みやすいまち石垣市」

移住・定住支援計画は、観光地としてだけではなく、移住・定住先としての認知度を高め、人口の社会増減がゼロ以上の状態を維持することを目指します。

新たな人の流れを生み出し、地域の活力を維持・発展させ、これらを将来にわたっても持続可能なものとすることにより、全ての市民にとって「さらに住みやすいまち石垣市」を実現し、人口減少の流れを食い止めることを目指します。

(3) 基本方針

「さらに住みやすいまち石垣市」の実現に向け、下記の基本方針に沿って、地域の特色を活かした、魅力あるまちづくりに取り組みます。

○地域コミュニティの維持・存続

人口減少が進む地域への移住・定住を支援します。

○人材が不足する分野の担い手の確保

農業、福祉等を始めとして、本市において、人材が不足している分野の担い手としての移住・定住を支援します。

(4) 移住・定住支援計画の基本的な考え方

石垣市総合計画（計画期間：平成24年度～平成33年度）

※石垣市の最上位計画

みんなで未来につながる
しあわせあふれる「我が島」づくり

基本理念

【第4次総合計画 将来像】
島の魅力と人々の活力が奏でる
海洋・文化交流都市 いしがき

施策の大綱

環境と風景

- ・環境共生社会の先進都市を創る
- ・豊かな自然を保全・活用する

快適・安心

- ・生活しやすい都市機能を備える
- ・生活の危険を解消する

生きがい

- ・誰もが明るく、生き生きと暮らせる
- ・生活の安心を守る

活力

- ・地域特性を活かし魅力を高める
- ・地域の産業基盤を育て・支援する

はぐくむ

- ・未来の担い手を育てる
- ・ひとりひとりの個性を育てる

交流

- ・グローバルな時代の交流型社会を創る
- ・個性を活かし相互に尊重する社会を育てる

島まち

美しい自然と風景に恵まれた島
快適で安心なまち

島の自然環境を守り活かす「いしがき」

環境と風景

快適で生活しやすいまち「いしがき」

快適・安心

人魅力

活力あふれる
生きがいのある人のくらし

市民の一人ひとりが輝く「いしがき」

生きがい

地域の魅力あふれる「いしがき」

活力

風土ふれあい

島の豊かな風土の中で、
歴史・文化がはぐくまれ
新たな交流が生まれる

豊かな風土のなかで育つ「いしがき」

はぐくむ

人をもてなすふれあいの「いしがき」

交流

石垣市人口ビジョン

※効果的な施策を企画立案するうえでの重要な基礎

本市としての取り組むべき方向性

- ①市民の希望出生率（2.47）の実現 ②社会増減（転入≥転出）がゼロ以上の状態の維持

図表.人口の将来展望

人口の将来展望

上記①、②の実現により、本市の人口は増加基調を維持することが見込まれます。



石垣市地域創生総合戦略

※人口ビジョンを実現するための具体的な施策

【石垣市の現状】

- ・総人口は微増傾向
- ・人口の社会減（転出超過）
- ・専門人材の担い手不足（農業・福祉・観光 等）
- ・人口バランスの偏り（総人口の約 85%が南部地区に集約）
- ・2025 年をピークに人口減少に転じるという試算がされている

【基本目標と施策の基本的方向】

1. 新たな産業や安定した雇用を創出する

施策の基本的方向

- (1) 産業・雇用の創出
- (2) 中心市街地の活性化

2. 新たな人の流れをつくる

施策の基本的方向

- (1) 人材の育成・確保
- (2) 新たな観光資源の創出
- (3) 移住・定住の促進

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

施策の基本的方向

- (1) 待機児童の解消
- (2) 子育て家庭の多様なニーズに応じた支援の充実
- (3) 若い世代の出会いの場の創出

4. 交流の促進 自然環境の保全

施策の基本的方向

- (1) ふるさと納税の推進
- (2) 国内外の他地域との交流促進
- (3) 自然環境の保全・活用

人口の自然減への対策

子育て支援

若い世代の出会いの場の創出 等

人口の社会減への対策

移住・定住支援、CCRC の導入、

子育て支援を担う人材の育成 等

人口減少の抑制

石垣市移住・定住支援計

【基本理念】「さらに住みやすいまち石垣市」

【基本方針】①地域コミュニティの維持・存続 ②人材が不足する分野の担い手の確保

【施策の方向性】(1) 移住希望者への効果的な情報発信

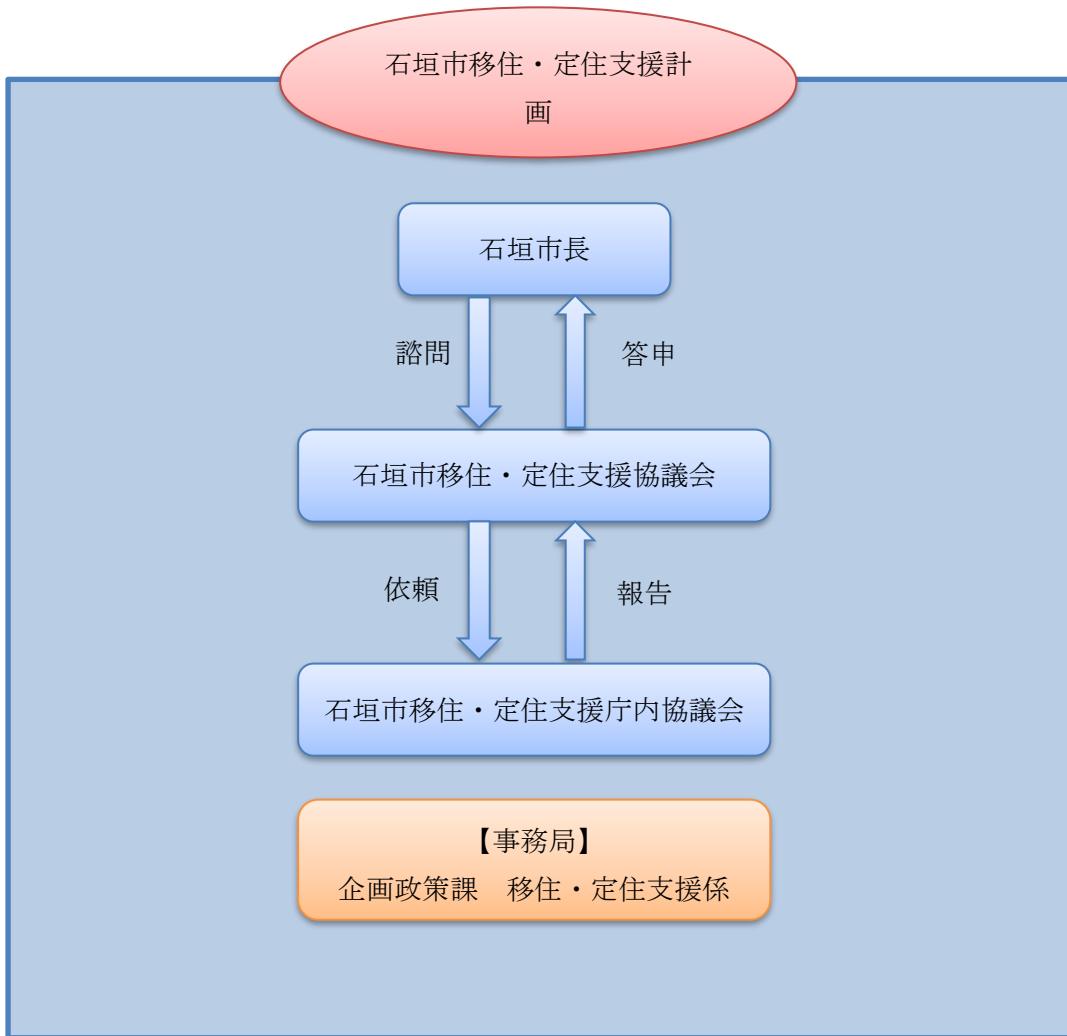
- (2) 移住者と地域をつなぐネットワークの構築
- (3) 移住やその後の仕事・住まいの支援
- (4) 専門性を有する人材の移住・定住支援

2 移住・定住支援計画の策定体制

本計画の策定にあたり、「石垣市移住・定住支援協議会」及び「石垣市移住・定住支援庁内協議会」を設置しました。

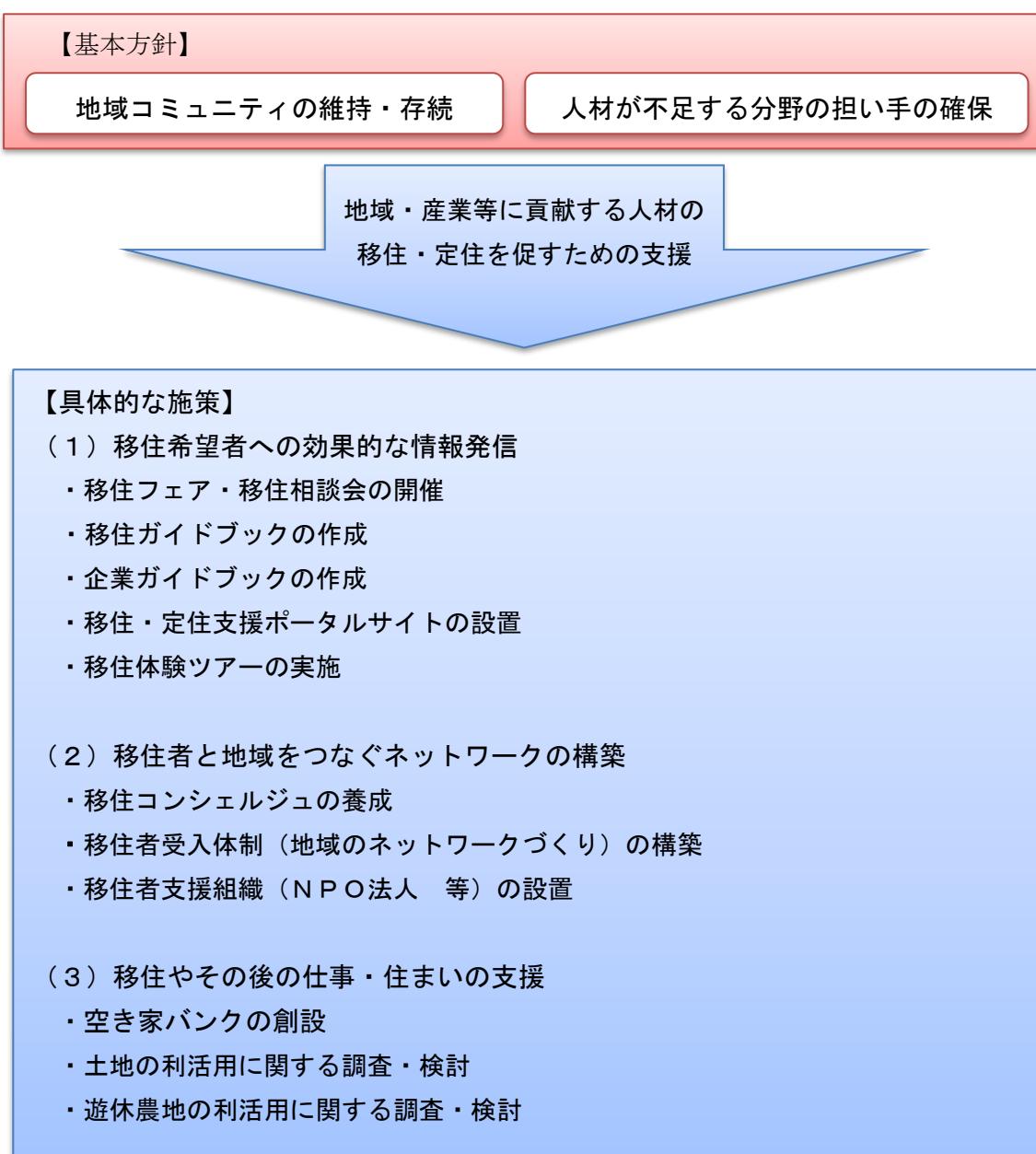
「石垣市移住・定住支援協議会」は、“石垣市移住・定住支援協議会設置要綱”に基づき、本市において将来的に見込まれる人口減少の流れを食い止め、持続可能な地域社会を実現する観点から、「移住・定住支援に関する施策」、「移住・定住支援に関する関係機関の連携」を協議する機関として、学識経験者・地元関係団体・公募市民・市職員等により構成されています。

「石垣市移住・定住支援庁内協議会」は、“石垣市移住・定住支援庁内協議会要領”に基づき、移住・定住支援に関し、具体的な施策や専門の事項等を検討及び立案する機関として、副市長・各関係部署の長により構成される庁内組織であります。



3 石垣市の移住・定住支援における具体的な施策

本市の人口を地域別にみると、約85%が南部地区（市街地）に集中しており、北部地区や東部地区では、人口減少や高齢化が既に進行している等、人口バランスの偏りや、地域差が生じています。また、本市では、資格取得のための専門教育機関がないことから、資格を必要とする職種の人材確保についても取組む必要があります。そこで、移住・定住支援計画では、移住・定住支援施策を通じて、均衡あるまちづくりや人材が不足している分野への従事者の確保を図るため、以下の基本方針に基づいた移住・定住支援に取り組みます。



- (4) 専門性を有する人材の移住・定住支援
- ・生涯活躍のまち（石垣版C C R C）の導入
 - ・地域おこし協力隊の導入
 - ・福祉実習生（保育士・介護士 等）の受入れ支援

(1) 移住希望者への効果的な情報発信

平成 29 年度の取組み	内容	担当課
移住フェア・移住相談会への出展	首都圏（東京・大阪）で開催される移住関連イベントに参加し、移住希望者が移住後の生活をイメージすることができるよう、個々のニーズに沿った情報提供やセミナーを実施。	企画政策課

【新たな取り組み】

施策の方向性 1：移住希望者への効果的な情報発信

【目的】

移住支援ツールを通じて、移住希望者が移住後の生活イメージを描けるような効果的な情報発信を図る。

①移住フェア・移住相談会の開催

内 容：石垣市が求めている人材を確保するための、新たなセミナーやフェアの開催を図る。（例：保育士、介護士 等）

また、地元企業と連携して、必要な人材確保につながるイベント等の開催も行う。

②移住ガイドブックの作成

内 容：移住希望者が求めている情報等（仕事・住まい・暮らし・移住者の体験談等）の一覧性を持った冊子を作成し、観光地としてだけでなく、移住・定住先としての認知度を高める。また、移住者を受入れる地域向けガイドブックの作成を検討する。

③企業ガイドブックの作成

内 容：移住者（Uターン者を含む）の積極的な採用を考えている企業をガイドブックに掲載し、移住者と企業とのマッチングを図る。

④移住・定住支援ポータルサイトの設置

内 容：移住・定住支援ポータルサイトにて、一元的に移住関連情報を発信することで、移住希望者が効率的に情報収集を行えるように取り組む。

⑤移住体験ツアーの実施

内 容：石垣市が求める移住希望者を対象に、石垣島での生活をイメージできるような体験型ツアーを実施する。

【重要業績評価指標（KPI）】 ※平成30年度改定箇所⇒赤字

重要業績評価指標（KPI）	目標値
相談者によるブース占有率	50%以上
移住関連情報のガイドブックの制作	目標達成のため削除
ポータルサイトの運営	アクセス回数：毎年度2万3000回以上
移住体験ツアーの満足度	満足度80%以上

(参考) H29年度 個別相談数平均6～7名
13～17時(半日 4時間) 移住フェアの場合
20分×6名=120分(2時間)
2時間/4時間×100=50%

(参考) H29ホームページアクセス数: 225,896
H29ポータルサイトアクセス数: 20,688(セッション)

(2) 移住者と地域をつなぐネットワークの構築

平成29年度の取組み	内容	担当課
地域の世話役養成塾へ市民を派遣	移住者と地域をつなぐ人材の育成。	企画政策課

【新たな取り組み】

施策の方向性2：移住者と地域をつなぐネットワークの構築

【目的】

移住希望者が正しい情報を入手し、安心して移住を計画することができるようとする。

①移住コンシェルジュの養成

内 容：沖縄県が実施している「地域の世話役養成塾」等の研修へ派遣し、移住経験者の視点による移住相談や、移住者と地域をつなぐ役割を担う人材を年間3人程度養成する。

②移住者受入体制（地域のネットワークづくり）の構築

内 容：移住相談から移住者受入までの役割を分担し、行政、移住コンシェルジュ、地域住民等が、相互に連携できる組織体制の整備を図り、移住者のスムーズな移住をサポートする。また、県外の郷友会との連携を図りながら、移住に関する情報発信に取り組む。

③移住者支援組織（N P O 法人 等）の設置

内 容：石垣市移住・定住支援協議会と連携して、総合的な移住支援の役割を担う市民団体の設置に取り組むとともに、移住相談窓口のワンストップ化を図る。

【重要業績評価指標（KPI）】 ※平成 30 年度改定箇所⇒赤字

重要業績評価指標（KPI）	目標値	
移住コンシェルジュにおける制度運営の仕組みづくり	平成 30 年度構築	養成講座への確かな人材の派遣、受講後どう活動していくか等の仕組みづくり
移住相談窓口を利用した移住者数	平成 31 年度以降、年間 300 件以上	
移住支援組織の設置	平成 33 年度までに設置	
各地域・集落ごとの世話役の配置	40 名以上（各公民館 1 名ずつ配置）	

（3）移住やその後の仕事・住まいの支援

【新たな取り組み】

施策の方向性 3：移住やその後の仕事・住まいの支援

【目的】

人口減少が進んでいる地域において、地域コミュニティの維持や伝統文化を継承する担い手の確保を図る。

①空き家バンクの創設

内 容：人口減少地域において、利用されていない空き家、または利用頻度の少ない家屋を改修し、移住者の受入れが可能となる環境整備を図るとともに、市が運営する「空き家バンク（仮称）」を新たに創設し、改修後の空き家を含めた物件情報の管理および貸し手と借り手のマッチングの支援を行う。

②土地の利活用に関する調査・検討

内 容：住宅用地としての活用の可能性を検討するため、遊休農地の詳細な状況等の調査を行う。

③遊休農地の利活用に関する調査・検討

内 容：農地付き空き家を移住者に賃貸する仕組みの構築に向けて、その条件に合った物件等の調査や関係規制のあり方等に関する検討を行う。

【重要業績評価指標（KPI）】 ※平成 30 年度改定箇所⇒赤字

重要業績評価指標（KPI）	目標値	
空き家の改修件数	3 件以上（平成 30 年度）	平成 29 年度物件登録件数⇒1 件
空き家バンクへの物件登録	3 件以上（平成 30 年度）	
土地の利活用に関する検討	平成 30 年度実施	
遊休農地の利活用に関する検討	平成 30 年度実施	

（4）専門性を有する人材の移住・定住支援

平成 28 年度の取組み	内容	担当課
地域おこし協力隊の導入	大都市圏から過疎地域へ移住し、地域ブランドや地場産業の創出、地域に不足している技術やスキルを活かした地域おこしの支援などの活動を行いながら、任期後はその地域に定住を図る。 (毎年度 2 人採用)	企画政策課
保育士の渡航費補助	保育士の人材確保のため、島外在住の保育士の渡航費助成を行う。 (県外 50 万円、県内 40 万円の助成)	子育て支援課
臨床心理士の渡航費補助	臨床心理士の人材確保のため、島外在住の臨床心理士の渡航費助成を行う。 (県外 50 万円、県内 40 万円の助成)	教育委員会 健康福祉センター

【新たな取り組み】

施策の方向性4：専門性を有する人材の移住・定住支援

【目的】

人材が不足している分野の専門人材の誘致を図るため、効果的な移住・定住支援を行う。

①生涯活躍のまち（石垣版C C R C）の導入

内 容：石垣市における産業の活性化や人材育成のために必要とされる専門性を持ったアクティビシニアを対象とし、アクティビシニアにおいても、やりがいがあり、地域の振興・発展に貢献できる役割・居場所の創出を図る。

②地域おこし協力隊の導入

内 容：大都市圏から過疎地域へ移住し、地域ブランドや地場産業の創出、地域に不足している技術やスキルを活かした地域おこしの支援などの活動を行ながら、任期後はその地域に定住を図る。

③福祉実習生（保育士・介護士 等）の受け入れ支援

内 容：大学・専門学校等の単位取得に必要な現場研修の受け入れを積極的に誘致し、研修を通じて、卒業後の就職や移住先としての魅力を発信する。

【重要業績評価指標（KPI）】 ※平成30年度改定箇所⇒赤字

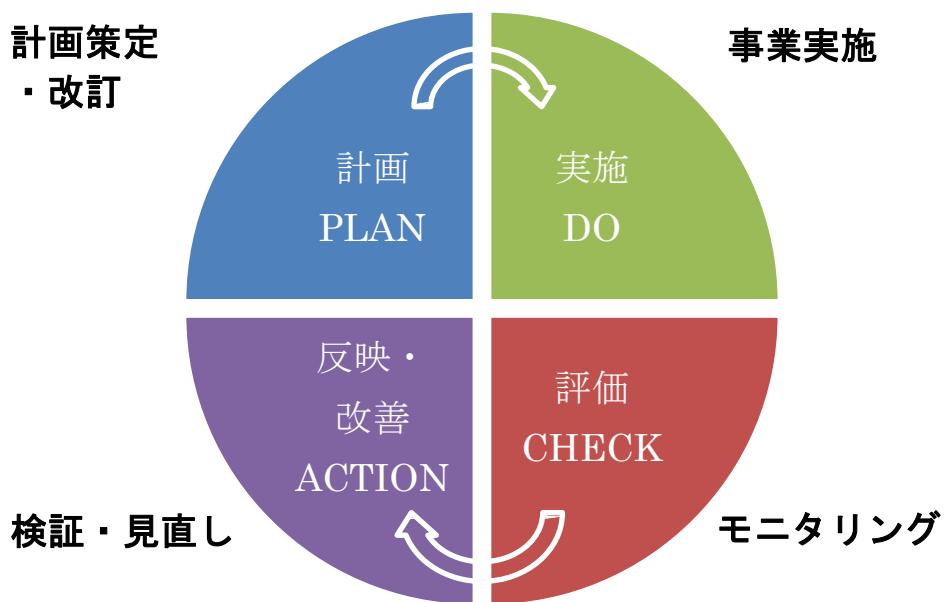
重要業績評価指標（KPI）	目標値
石垣版C C R C事業計画の策定	平成30年度中に策定
地域おこし協力隊の導入	毎年度2人採用（任期3年）
公営塾の開講	平成30年度中に開講
実習生の受け入れ人数	保育施設15名⇒削除、介護施設10人

専門学校を誘致し、当初の目的（保育士確保）を達成できる目処が立ったため、他分野の人材確保へ移行する。

4. 移住・定住支援計画の推進・検証体制

移住・定住支援協議会においては、PDCAサイクルを導入し、各事業の進捗について、重要業績評価（KPI）の達成度を定期的に検証するとともに、必要に応じて、その見直しを行うものとします。

●移住・定住支援計画の PDCA サイクル



5. 今後の方向性について

本市において、2016年賃貸物件の入居率は99.8%（民間調査より）という県内トップの数値が示すように、近年、住まいを確保することが非常に困難になっています。移住者が安心して移住できる環境を整備するためには、「住まいの確保」が重要課題となります。

今後、地区別の特性に考慮した移住・定住支援を取り組むにあたって、既存住宅の活用をはじめ、遊休の土地や建物の利活用についても、府内の関係部署または関係機関、有識者等との連携を図り協議、検討を進めていきます。

資料

石垣市移住・定住支援協議会委員名簿

	No.	氏名	組織名称	役職
会長	1	本村 真	琉球大学	教授
副会長	2	川満 誠一	石垣市	副市長
	3	知念 永一郎	"	部長
	4	田口 太郎	徳島大学	准教授
	5	石垣 信治	J A おきなわ八重山地区本部	営農振興 センター長
	6	新城 和彦	八重山漁業協同組合	参事
	7	浦内 由美子	石垣市商工会	女性部長
	8	西仲野 正巳	石垣市観光交流協会	事務局長
	9	東 宇弘	沖縄県建設業協会八重山支部	副支部長
	10	比嘉 直敏	八重山公共職業安定所	統括職業指導官
	11	山里 隆	株式会社沖縄銀行	支店長代理
	12	砂川 長紀	石垣市自治公民館連絡協議会	会長
	13	兼盛 博文	八重山青年会議所	理事長
	14	平田 直大	一般社団法人 しまのわ	代表理事
	15	黒島 栄作	八重山地区宅地建物取引業者会	会長
	16	喜納 正雄	石垣経済新聞社	代表
	17	田本 公子	石垣市母子保健推進委員連絡協議会	
	18	倉田 まゆみ	公募市民	
	19	松原 陽子	"	
	20	光森 裕樹	"	

(順不同)

石垣市移住・定住支援協議会設置要綱

平成 28 年 6 月 24 日
告示第 130-2 号

(設置)

第 1 条 本市において将来的に見込まれる人口減少の流れを食い止め、持続可能な地域社会を実現する観点から、本市への移住・定住に関する支援の充実を図るため、石垣市移住・定住支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 移住・定住支援に関する施策の検討に関すること。
- (2) 移住・定住支援に関する関係機関の連携に関すること。
- (3) 移住・定住支援に関する施策の進捗、把握及びその評価に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、本市への移住・定住支援に関する必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元関係団体
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から平成 34 年 3 月 31 日までとする。委員の変更又は追加があった場合において、新たに就任する委員の任期についても同様とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(報酬及び費用弁償)

第 5 条 委員の報酬及び費用弁償については、石垣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 47 年石垣市条例第 70 号）別表に掲げる法又は条例による審議会等の委員に委嘱された者に準じて支払うものとする。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会議の議長を務める。

2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

3 会議は、委員（第 5 項の規定により代理出席した者を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、委員が欠席の場合、当該委員の代理者の出席を認めることができる。

(府内協議会)

第7条 移住・定住支援に関し、専門の事項を調査及び検討するため、協議会とは別に石垣市移住・定住支援府内協議会（以下「府内協議会」という。）を設置する。

2 府内協議会に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の石垣市移住・定住支援協議会設置要綱の規定は、平成28年6月24日から適用する。

石垣市移住・定住支援庁内協議会委員名簿

	氏名	役職	備考
1	川満 誠一	副市長	会長
2	知念 永一郎	総務部長兼企画部長	副会長
3	野底 由紀子	市民保健部長	
4	大浜 方信	福祉部長	
5	山田 善博	農林水産部長	
6	安里 行雄	建設部長	
7	天久 朝一	教育部長	

石垣市移住・定住支援庁内協議会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、石垣市移住・定住支援協議会設置要綱(平成28年石垣市告示第130-2号)第6条第2項に基づき、石垣市移住・定住支援庁内協議会(以下「庁内協議会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 庁内協議会は、移住・定住支援に関し、専門の事項を調査及び検討する。

(組織)

第3条 庁内協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 庁内協議会に会長として副市長を、副会長として企画部長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長を務める。

2 庁内協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 庁内協議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、庁内協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁を受けた日から施行する。

別表(第3条関係)

副市長	会長
企画部長	副会長
総務部長	委員
市民保健部長	"
福祉部長	"
農林水産部長	"
建設部長	"
教育部長	"

石垣市地域創生総合戦略 [全体像]

